

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第36号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表佐治線の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。